

1 NO POVERTY



2 ZERO HUNGER



3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING



4 QUALITY EDUCATION



5 GENDER EQUALITY



上尾市SDGs・DX推進補助金（SDGs部門）

6 CLEAN WATER AND SANITATION



7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY



8 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH



9 INDUSTRY, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE



10 REDUCED INEQUALITIES



最大 ※

50万円

THE GLOBAL GOALS For Sustainable Development

申請受付期間

令和8年6月1日（月）

令和9年1月29日（金）

※補助額は対象経費の1/2以内。先着順、予算が無くなり次第終了

補助金交付手続きの流れ

Step 1

交付申請の前に、必ず上尾中小企業サポートセンターの専門家に、補助事業について相談して指導を受けてください。指導を受けていない場合は、申請を受け付けできません。

Step 2

本補助金の交付申請書類を市（商工課の窓口）に提出。

Step 3

市の審査・交付決定後、補助事業を開始。

Step 4

補助事業終了後、交付申請時に相談した専門家に内容を報告し、指導を受ける。
専門家からの指導を受けていない場合は、補助金の交付が出来ませんので、忘れずに行ってください。

Step 5

実績報告書を市に提出し、確定通知を受ける。

Step 6

交付請求書を市に提出し、市から補助金の交付を受ける。

SDGsの達成（※）に寄与する先駆的な新商品等の開発を行う事業者に対し、補助金を交付

※複数の目標達成に寄与するものが対象

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！



【提出先・問合せ】

上尾市役所 商工課

〒362-0042

上尾市谷津2-1-50 プラザ22内

☎048-777-4441



制度の詳細・書類ダウンロードはこちらから

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/395426.html>

補助対象経費

材料の購入費	補助事業のために使用する材料の購入に係る経費
工具や機械等の購入費 または賃借料	補助事業のために使用する工具や機械等の購入または賃借に係る費用（賃借料の場合は、事業期間分に限る）
外注加工費	補助事業の実施に当たり、申請者で行うことができない加工等の外注に係る経費
調査及び検査委託料	補助事業の実施に当たり、申請者で行うことができない調査及び検査の委託に係る経費
技術指導料	S D G s 及び補助事業に関する指導を受ける際に要する外部の専門家等への謝金
広告宣伝費	補助事業により開発した新たな商品又はサービスの周知に係る経費
その他	上記のほか、市長が必要と認めるもの

提出する交付申請書類 ※①②③は上尾市Webサイトでダウンロードできます。

①	補助金交付申請書【第1号様式（第5条関係）】
②	上尾市S D G s 推進補助金事業計画書【第1号様式（第7条関係）】
③	交付申請に係る専門家相談等確認書【第3号様式】
④	見積書など補助対象経費の内訳を確認できる書類のコピー
⑤	（個人の場合）住民票の写し、直近の確定申告書第一表の写し（法人の場合）履歴事項全部証明書
⑥	市税に未納がないことの証明書 ※市役所本庁舎1階の証明書発行センターで発行しています。

●補助金の交付対象者

次の要件をすべて満たすこと。

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条第5項に規定する小規模企業者に該当する会社であること（個人事業主を含む）
- ②上尾市内に店舗・事業所・事務所を有し、その店舗等において申請日の6ヵ月以上前から事業を営んでいること
- ③上尾市税の納税義務者であること

●次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ①この補助金の交付を受けたことがある者
- ②市税を滞納している者
- ③風営法に規定する性風俗関連の事業を営んでいる者
- ④暴力団その他の反社会的勢力と関与している者
- ⑤事業の実施に当たり必要な法令等の許認可等を取得していない者
- ⑥破産手続や民事再生手続などの申立てがなされている者
- ⑦その他、補助金の目的や趣旨に鑑みて市長が適当でないと判断する者

●補助金の対象事業

上尾中小企業サポートセンターの専門家の支援を受けて策定した事業計画に基づき実施する事業で、S D G s の目標のうち、複数の目標達成を目指す新商品・新サービスを開発するものが対象です。

※要件を満たしていても、次のいずれかの要件に該当する場合は対象となりません。

- ①公序良俗に反するなど、社会通念上、補助金の用途として不適当な事業
- ②補助事業と同一の経費に対し、他の公共団体等から補助金の交付を受けている事業
- ③国または地方公共団体が経営に関与している事業
- ④フランチャイズ契約（またはこれに類するもの）に基づき実施する事業
- ⑤その他、補助金の目的や趣旨に鑑みて市長が適当でないと判断する事業

要件や手続きの
詳細はWebサイトを
チェック！

